玖珠町告示第62号

公　告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び玖珠町契約規則（昭和58年規則第17号）第28条の規定に基づき公告する。

平成29年8月10日

玖珠町長　朝 倉 浩 平

一　本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
　電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか玖珠町電子入札取扱要綱による。

二　本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。

第1　競争に付する事項

1	工　　事　　名	**くす星翔中学校建設事業　電気設備工事**
2	工　事　場　所	**玖珠町大字帆足**
3	工　　期	**契約締結の翌日から平成30年12月28日**
4	工　事　概　要	**管理特別教室棟電気工事一式 、普通教室棟電気工事一式** **メディア棟電気工事一式 、アリーナ棟電気設備工事（アリーナ及び武道場）一式** **プール更衣室棟電気設備工事一式 、共通電気設備工事一式**
5	予　定　価　格	**302,256,360円** **（※予定価格×100/108=　279,867,000円）**
6	総合評価に係る加算点の最高点	**10点**

第2　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)から(3)のすべての要件を満たしている特定建設共同企業体（以下「共同企業体という。」）に限り入札参加を認める。

(1)　共同企業体の要件

次の表において①から⑤のすべての要件を満たしていること。

区　分		要　件
①	構成員の数	2者とする。
②	構成員の組合せ	(2)のすべてを満たす代表構成員1者及び(3)のすべてを満たすその他構成員1者の組合せとする。 なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 また、その他構成員の要件を満たす者が代表構成員としての要件を満たす場合、代表構成員となることを認めるものとする。
③	結成方法	自主結成とする。
④	出資比率	すべての構成員の出資比率が30％以上であること。 ただし、代表構成員は、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。
⑤	存続期間	(ア)当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体 　成立してから、当該工事の履行後3か月間存続するものであること。 (イ)当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体 　成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものであること。

(2)　代表構成員の要件

代表構成員が、次の①から③のすべての要件を満たしていること。

①企業

次の表において(ア)から(オ)のすべての要件を満たしていること。

区　分		要　件	備　考
(ア)	業　種	電気工事	玖珠町契約規則施行細則（昭和58年細則1号）第1章建設工事請負資格に基づき、電気工事について競争入札参加資格審査申請書を提出した者であること。
(イ)	等　級	A等級に格付けされていること。	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による資格認定(格付)※等級については開札日現在とする。
(ウ)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号
(エ)	施工実績	下記③の(ウ)の施工実績を有すること。	－
(オ)	総合評定値(P点)	下記③の(オ)のとおり	－

②配置予定技術者

次の表において、(ア)から(エ)のすべての要件を満たす主任（監理）技術者(以下「監理技術者等」という。)を専任で配置できること。

(ア)	国家資格等	建設業法に規定される一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
(イ)	監理技術者資格等	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
(ウ)	施工経験	下記③の(エ)の施工経験を有すること。
(エ)	雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

③本店所在地等

次の表において、(ア)の本店所在地に対応して、(イ)から(オ)のすべての要件を満たしていること。

(ア)	本店所在地	大分県内	大分県外
(イ)	支店等所在地	－	玖珠土木事務所管内
(ウ)	企業における 同種工事の施工実績	平成19年4月1日以降に受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築物の新築、増築工事に係る電気工事で、最終受注金額が25,000千円以上の工事	
(エ)	配置技術者における 同種工事の施工経験	平成19年4月1日以降に受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築物の新築、増築工事に係る電気工事で、最終受注金額が25,000千円以上の工事を施工した経験	
(オ)	総合評定値(P点)	800点以上	1，500点以上

※(ア)本店＝建設業法に基づく主たる営業所

(イ)支店等＝玖珠土木事務所管内に営業所があること

(ウ)企業における同種工事の施工実績の対象となる工事については、平成19年4月1日以降請け負い、競争参加資格証明資料提出期限の日までに完成し、引渡を受けたものとする。
なお、工事は元請けとして施工したものに限る。また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

(エ)配置技術者における同種工事の施工経験の対象となる施工経験については、現場代理人又は主任(監理)技術者(現場代理人として従事した工事の施工
経験については、過去経験した工事に配置された時点で第2の(2)の②の(ア)に応じた資格を有していること。)として平成19年4月1日以降請け負い、競争参加資格証明資料提出の日までに完成し、引渡を受けたものとする。 なお、工事は元請けとして施工したものに限る。また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

(オ)総合評定値(P点)については、電気工事に係るものとし、有効期間内にある最新の総合評定値通知書によるものとする。

(3) その他構成員の要件

その他構成員が、次の①から③のすべての要件を満たしていること。

①企業

次の表において(ア)及び(イ)のすべての要件を満たしていること。

区分		要件	備考
(ア)	業種	電気工事	玖珠町契約規則施行細則(昭和58年細則1号)第1章建設工事請負資格に基づき、電気工事について競争入札参加資格審査申請書を提出した者であること。
(イ)	等級	A等級に格付けされていること。	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)※等級については開札日現在とする。
－	許可区分	－	－
－	施工実績	－	－
－	総合評定値(P点)	－	－

②配置予定技術者

次の表において、(ア)及び(イ)のすべての要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

(ア)	国家資格等	建設業法に規定される一級電気工事施工管理技士若しくは二級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者。
－	監理技術者資格等	－
－	施工経験	－
(イ)	雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

③本店所在地等

次の表において、(ア)の本店所在地の要件を満たしていること。

(ア)	本店所在地	日田、玖珠土木事務所管内
－	企業における 同種工事の施工実績	－
－	配置技術者における 同種工事の施工経験	－
－	総合評定値(P点)	－

※留意事項は、上記(2)の代表構成員に同じ。

第3　入札手続等

1	担当部局	玖珠町役場　総務課　契約検査係	
		住所:　大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5	
		電話:　0973－72－1892	

2　設計図書の閲覧

(1)	閲覧期間	自　平成29年8月16日　　9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至　平成29年9月8日　　17時00分	
(2)	閲覧場所	玖珠町教育委員会　新中学校開校推進室 ※設計図書貸出はCD－Rも用意していますので、必要な場合はパソコンを持参してください。	

3　公告等に対する質問

(1)	受付期間	自　平成29年8月16日　　9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至　平成29年8月31日　　17時00分	
(2)	提出先	玖珠町教育委員会　新中学校開校推進室　（電話:0973－72－1164）	
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参し、提出すること。(任意様式) ※郵送又は電送によるものは受け付けない。	

4　上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。)

(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	
(2)	閲覧期間	自　(1)の回答をした日	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至　平成29年9月8日　17時00分	
(3)	閲覧場所	玖珠町教育委員会　新中学校開校推進室　（電話:0973－72－1164）	

5　建設工事共同企業体の登録(建設工事共同企業体協定書の写しを提出し、電子入札システムの登録を受けること。)

(1)	受付期間	自　平成29年8月16日　　9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至　平成29年8月31日　　17時00分	
(2)	提出先	玖珠町役場　総務課　契約検査係	
(3)	方法等	書類は持参して提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。	

6　技術資料及び競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出

入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第6による。

(1)	提出期間	自　平成29年8月21日　　9時00分
		至　平成29年9月5日　　17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、 玖珠町役場　総務課へ厳封のうえ、提出すること。 (提出期間は、(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)

7　入札書の提出

(1)	提出期間	自　平成29年9月6日　　9時00分
		至　平成29年9月8日　　17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、上記(1)の提出期間内に、玖珠町役場　総務課へ 厳封のうえ、提出すること。入札は原則として1回とする。

8　工事費内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1)	提出期間	自　平成29年9月6日　　9時00分
		至　平成29年9月8日　　17時00分
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、上記(1)の提出期間内に、玖珠町役場　総務課へ 厳封のうえ、提出すること。

9　開札

(1)	予定日時	平成29年9月19日　　9時00分
(2)	場所	玖珠町役場　会議室
(3)	立会	開札の立会は、玖珠町電子入札取扱要綱による。

第4　工事費内訳書の作成等

1　入札書の提出時に併せて、工事費内訳書を提出すること。
なお、工事費内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。

2　作成方法は次によること。

(1)	入札書に記載されている入札金額に合致していること。
(2)	様式は添付様式を使用すること。(ファイルはPDF形式で保存すること。)
(3)	工事費内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。 また上記(1)、(2)の内容を満たさない場合は、工事費内訳書の提出がないものとみなす。
(4)	提出方法は、第3の8によるものとする。
(5)	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約担当者に提出すること。

第5 最低制限価格

本案件は、最低制限価格制度を適用する。

第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

	証明(評価)事項等	提出様式	添付資料
1	表紙	別記様式1	―
2	企業に対する評価及び競争入札参加資格等		
	(1) 同種の工事の施工実績	技術資料様式第1号	・CORINSデータの写し ・契約書の写し 等
	(2) 品質・環境マネジメントシステム		・ISO登録の認証を確認できる資料
	(3) 指名停止等の有無		―
	(4) 工事成績評定点	技術資料様式第2号	―
	(5) 総合評定値(P点)等	―	・直近の総合評定値通知書の写し ・平成29年度格付け又は認定通知書の写し ・建設業許可書の写し
3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
	(1) 同種工事の施工経験	技術資料様式第3-1号 技術資料様式第3-2号	・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し 等
	(2) 保有する資格等		・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し ・健康保険被保険者証の写し等
4	地域貢献等		
	(1) 防災活動への貢献の状況	技術資料様式第4-1号 技術資料様式第4-2号 技術資料様式第4-3号	・防災協定書の写し 等
	(2) 町内企業の活用計画	技術資料様式第5-1号 技術資料様式第5-2号	―
	(3) 地域社会への貢献について	技術資料様式第6号	・実績を確認できる書類

留意点	項目	競争参加資格	技術評価の対象
	企業の施工実績の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)	平成19年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築物の新築、増築に係る電気工事で、最終請負額が25,000千円以上の工事	大分県内において、別添2発注の電気工事で、平成19年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築物の新築、増築に係る電気工事で、最終請負額が25,000千円以上の工事
	企業の施工実績の工事成績評定点の対象とする工事	-	平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に完成検査を受けた、大分県(土木建築部、教育庁)発注の電気工事
	配置予定技術者の保有する資格等	建設業法に規定される一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること	―
	配置予定技術者の施工経験の対象とする同種工事(※工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。)	平成19年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築物の新築、増築に係る電気工事で、最終請負額が25,000千円以上の工事を施工した経験	大分県内において、別添2発注の電気工事で、平成19年4月1日以降受注し、技術資料等提出期限の日までに履行した、建築物の新築、増築に係る電気工事で、最終請負額が25,000千円以上の工事を施工した経験

※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式を提出しない場合(未記入及び様式が異なる場合を含む)には、該当するものがないものとして取り扱う。(別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)は無効とする。)

※3 提出された資料で評価内容が確認できない場合は、評価点が一番低いものに該当するものとする。

※4 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※5 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。

※6 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る。

※7 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※8 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。

※9 提出された証明資料は、返却しない。

第7 総合評価に関する事項等

1	総合評価の方法	入札に参加する者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。
2	評価項目及び評価基準	評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。 (1)評価値の算出方式 評価値は、次の算出方式により算出する。 ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数1,000,000) イ 技術評価点＝標準点＋加算点 なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示(第2位を四捨五入)し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。 (2)技術評価点 競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について、10点の範囲で加算点を加える。 (3)加算点の算出方法 別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。
3	評価内容の担保	落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及びその履行を確保するための措置等については、次のとおりとする。 (1)落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。 (2)落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。 (3)落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合(再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。)は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。

第8 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	玖珠町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成23年玖珠町要領第7号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)。
5	関連会社等の参加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (1)親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 (2)親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 (3)協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、町の入札参加資格を有している場合に限る。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

第9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第10の3の(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、工事審査委員会の議を経たうえで、書面により回答する。 なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。

第10 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1)入札保証金　免除 (2)契約保証金　納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	(1)入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2)開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。 (3)詳細は「玖珠町電子入札取扱要綱」による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1)競争参加資格の確認は、開札し、評価値が決定した後に行うものとする。 ただし、評価値の審査の段階で、競争参加資格を有していないことが判明した場合、その者のした入札は、それ以降無効として取り扱うものとする。 (2)開札後は、落札者の決定を保留する。 (3)評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち、最高の評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。)。 (4)評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。 (5)(3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (6)落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。 (7)(3)により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。 (8)落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。 なお、手続きは第9を準用する。
4	入札の無効等	公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定 された場合(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(1)から(4)のい ずれかに該当する場合)は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除 する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 (1)落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合。 (2)すべての入札参加者(特定建設工事共同企業体にあってはその組合わせ)が入札結果と 一致している場合。 (3)入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は工事費内訳書に不自然な事実がある場合。 (4)その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。
5	再苦情申立て	第9の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、町長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
6	その他	(1)資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うものとする。 (2)契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の(2)に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」3の(3)により取り扱うものとする。 ア　指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。 イ　入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3)契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。 (4)契約担当者は、契約締結後において、契約者が(2)又は(3)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。 (5)最低価格入札者、落札候補者、落札者及び仮契約者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)、(3)及び(4)による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約(仮契約を含む。)の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (6)玖珠町契約規則第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。 (7)本工事は、議会の議決に付すべき契約につき、仮契約ののち議会(可決)によって本契約となる。なお、契約担当者は、議会の議決が得られなかったことに伴う損害が落札者に発生してもその損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (8)入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (9)本工事の施工にあたっては、建設工事請負契約約款第52条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。 填補限度額　対人賠償　・被害者1名当たりの填補限度額　1億円以上　・1事故全体の填補限度額　2億円以上 対物賠償　・1事故全体の填補限度額　3千万円以上 免責金額(事故負担額)　10万円以上 被保険者名　請負者、全下請負人　とすること。 **(10)本工事に係る下請負契約については、玖珠町内に本店を有する者を活用するよう努めること。** **(11)本工事に係る工事材料を納入する場合には、納入の相手方を玖珠町内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。** (12)落札者等には共同企業体の各構成員も含まれる。

別添

技術資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2	企業に対する評価及び要件等		
	(1) 同種の工事の施工実績 ※代表構成員について評価	技術資料様式第1号	第2の(2)の③の(ウ)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、技術資料様式第1号に記載すること。 ※技術評価の対象は第6の留意点に記載 また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようCORINSデータ(一般データ及び技術データ)の写し又は契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、競争参加資格及び評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。
	(2) 品質・環境マネジメントシステム ※代表構成員について評価		公告日現在において、公益財団法人日本適合性協会「以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関において発行したISO認証を取得している場合には、そのことを確認できる写し等を提出すること。なお、認定範囲を「建設」とするものに限ることとし、公告日現在有効な「ISO9001又はISO14001とする。
	(3) 指名停止等の有無 ※各構成員について評価		平成28年8月1日から技術資料提出までの間に、玖珠町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成23年玖珠町要領第7号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。大分県から指名停止等受けている場合は、その内容について技術資料様式第1号に記入すること。なお、技術資料提出後、開札予定日までの間に指名停止を受けた場合は、その旨を発注者へ書面により申し出ること。(評価(減点)の対象となる期間は平成28年8月1日から開札予定日までとする。)
	(4) 工事成績評定点 ※代表構成員について評価	技術資料様式第2号	(1)過去5年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定点及びその平均値について、技術資料様式2号に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定点がないものとみなす。 (2)記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。 ①大分県(土木建築部・教育庁)が発注し、平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に完成検査を受けた建築一式工事について記載すること。 ②記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの(以下「記載もれ等」という。)の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 ⅰ 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。 ⅱ 記載もれ等の結果、下位の評価点に該当することとなる場合は、記載された工事により評価点を算定する。 ⅲ 記載もれ等の結果、上位の評価点に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。 ③共同企業体の構成員として施工した工事の成績も含むものとする。 ④件数が多いため、様式が複数枚に及び場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。 ⑤対象となる工事成績評定点がない場合は、実績なしと記載すること。 なお、平均値は70点未満とみなす。 ⑥記載すべき工事成績評定点を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。 ⑦公告日以前に平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に完成検査を受けた工事の工事成績評定点に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定点を記載すること。なお、記載が異なる場合の取扱いは上記②に記載したとおりとする。 ⑧合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定点を含めて記載すること。なお、記載が異なる場合の取扱いは上記②に記載したとおりとする。
	(5) 総合評定値(P点)	ー	第2の(2)の③の(エ)および(3)の③の(イ)に係る総合評定値(P点)について、経営事項審査における総合評定値通知書の写しを添付すること。ただし、有効期間内にある最新のものとする。(合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りではない。)

3	配置予定技術者に対する評価及び要件等		
	(1) 同種工事の施工経験 ※代表構成員について評価	技術資料様式第3-1号 技術資料様式第3-2号	第2の(2)の③の(エ)に係る競争参加資格及び別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工経験等について技術資料様式第3-1号に記載すること。 ※技術評価の対象は第6の留意点に記載 ※工期の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1／2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6ヶ月以上)について従事している場合に限り評価する。 また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようCORINSデータの写し、又は契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控えの写し等の資料を添付すること。 ※契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等)を併せて提出すること。 ただし、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとする。 なお、現場代理人として従事した工事の施工経験についても、過去経験した工事に配置された時点で第2の(2)の②の(ア)に応じた資格を有していた場合は評価の対象とする。
	(2) 保有する資格等 ※代表構成員について評価		第2の(2)の②の(ア)(イ)および(3)の②の(ア)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準に該当する資格等について技術資料様式様式第3-1号、3-2号に記載すること。また、記載した事項について、競争参加資格又は評価内容が確認できるよう免許等の写し、監理技術者証の写し、監理技術者講習修了証の写し及び健康保険被保険者証の写し等の資料を添付すること。 なお、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とし、評価内容の確認ができない場合は、最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。
	(3) 複数の技術者を記載する場合		配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。(評価については、評価点の最も低い技術者により評価する。) ただし、複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の(2)の②および(3)の②に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。 また、前期書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止基準に基づく指名停止を行う。
	証明事項等	提出様式	注意事項
4	地域貢献等		
	(1) 防災活動への貢献の状況 ※各構成員のうち高い方で評価	技術資料様式第4-1号 技術資料様式第4-2号 技術資料様式第4-3号	開札予定日現在で有効な玖珠町を対象とした防災協定、国又は大分県と大分県内を対象とした防災協定の締結状況を技術資料様式第4-1号、4-2号に記入し、防災協定書の写しを添付のうえ、提出すること。 なお、加入している団体が防災協定を締結している場合は、技術資料様式第4-1号、4-2号に加え、技術資料様式第4-3号及び防災協定書の写しを提出すること。 次のいずれかに該当する場合は、評価の対象としないものとするので注意すること。 ①異なる様式により提出された場合。 ②技術資料様式第4-1号、4-2号が未提出又は未記入の場合。 ③加入している団体が防災協定を締結している場合において、技術資料様式第4-3号が未提出又は未記入の場合、若しくは内容が協定書と異なる場合。 ④防災協定書の写しが未提出の場合。 ⑤その他評価内容が確認できない場合。
	(2) 町内企業の活用計画	技術資料様式第5-1号 技術資料様式第5-2号	当該工事に係る町内企業の活用計画について、技術資料様式第5-1号及び技術資料様式第5-2号に記載すること。 なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。 ※町内企業とは、玖珠町内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。 計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は工事成績評定点を減点するとともに、指名停止基準に基づく指名停止を行うものとする。
	(3) 地域社会への貢献について ※各構成員のうち高い方で評価	技術資料様式第6号	平成28年4月1日から公告の日までの間に玖珠町で実施したボランティア活動の取組みについて記載すること。取組みがある場合は、写真または新聞記事等、実績を確認できる資料を添付すること。 なお、当該様式の未提出及び未記入の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。

※本案件に係る競争参加資格の確認及び技術評価の審査については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

別添2
評価対象となる発注機関

平成28年10月1日現在

名称	根拠法	名称	根拠法
国	－	地方公共団体	－
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）	国立研究開発法人科学技術振興機構	
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
港務局	港湾法	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)	国立研究開発法人理化学研究所	
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)	首都高速道路株式会社	
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)	消防団員等公務災害補償等共済組合	
水害予防組合連合		新関西国際空港株式会社	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法	地方競馬全国協会	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）	東京地下鉄株式会社	
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)	東京湾横断道路建設事業者	
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)	独立行政法人環境再生保全機構	
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものにかぎる。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
		独立行政法人農業者年金基金	
		中日本高速道路株式会社	
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)	成田国際空港株式会社	
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)	西日本高速道路株式会社	
土地改良区連合		日本私立学校振興・共済事業団	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	日本たばこ産業株式会社	
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)	農林漁業団体職員共済組合	
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)	阪神高速道路株式会社	
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）	東日本高速道路株式会社	
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)	本州四国連絡高速道路株式会社	
日本年金機構	日本年金機構法（平成19年法律第109号）		
		日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
		旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社	

別記様式4（建設工事共同企業体の場合）

入札に当たっての注意事項

1　紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
（1）事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、玖珠町電子入札取扱要綱（大分県電子入札運用基準を準用）による。
（2）代表構成員の代表者が入札に参加しない場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
（3）代理人が入札する場合は、入札書に共同企業体名、代表構成員名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。

2　次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（1）公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
（2）競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
（3）同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
（4）同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
（5）入札金額の訂正に訂正印のない入札
（6）入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
（7）工事費内訳書を提出しない者のした入札
（8）郵送による入札
（9）関連会社が参加している者のした入札（※同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
①親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
②親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
③協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、町の入札参加資格を有している場合に限る。
※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。
また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

3　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

5　工事費内訳書の提出
（1）入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した工事費内訳書の提出をすること。
（2）提出する工事費内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式（PDF形式）で保存されたものに限る。
（3）工事費内訳書の提出がない場合は、入札を無効とする。また上記(1)(2)の内容を満たさない場合は、工事費内訳書の提出がないものとみなす。

注意事項(その他)

1. 最低制限価格算定式(改正後)

$$\text{設計価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費}\times 97\%) + (\text{共通仮設費}\times 90\%) + (\text{現場管理費}\times 90\%) + (\text{一般管理費等}\times 55\%)\}\times 1.08}{\text{設計額}}$$

2. 最低制限価格の適用範囲

設計価格の7／10 から9／10までの範囲

3. 施行期日

平成29年4月11日以降、公告又は指名通知を行う工事

※ 改正後の玖珠町最低制限価格制度実施要領については、『玖珠町ホームページ→例規集』で確認できます。

別紙様式（建設工事共同企業体の場合）

委　任　状

今般都合により、　くす星翔中学校建設事業　電気設備工事　　の入札に関する一切の権限を

（氏名）　　に委任しましたので、連署をもってお届けします。

平成　　年　　月　　日

（受任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

（委任者）　　共同企業体
代表構成員
住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

契約担当者

玖珠町長　朝 倉 浩 平　　殿